

議案第 22 号

つくば市産婦人科施設開設支援事業助成金の交付に関する条例の一部を改正  
する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市産婦人科施設開設支援事業助成金の交付に関する条例の一部を改正  
する条例

つくば市産婦人科施設開設支援事業助成金の交付に関する条例（平成30年つくば  
市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成35年 3 月31日」を「令和 7 年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

つくば市産婦人科施設開設支援事業助成金の交付制度について期限を延長するた  
め、この条例案を提出するものである。

## つくば市産婦人科施設開設支援事業助成金の交付に関する条例（平成30年つくば市条例第21号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則（略）</p> <p>附 則</p> <p>1（略）</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>別表（略）</p>	<p>本則（略）</p> <p>附 則</p> <p>1（略）</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>平成35年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>別表（略）</p>